

「わが国における税務会計の変遷と課題」 ワークショップ報告

1. 目的・活動内容

1990年代後半以降、税務会計の内容は企業会計との関係をはじめ大きく様変わりし、また、毎年の税制改正により法人税法の範囲は拡大の一途を辿っている。税務会計は会計学の枠に収まらない射程を有しているため、必然的に税法（特に法人税法）との調整が大きな論点になる。企業会計と税法の調和をどこまで図るかは立法政策の問題だが、如何なる経緯を経て今日に至っているのだろうか。

本ワークショップでは、両者の関係からその変遷を浮き彫りにし、具体的な論点を提示しながら、今後の課題を整理・検討することを目的とする。

表 2018年度「わが国における税務会計の変遷と課題」研究会一覧

No.	項目	内容
1	開催日	2018年7月14日（水）
	タイトル	変革期における企業会計と税法との関係（1）
	講師（所属）	岩井 恒太郎（金沢学院大学）
	参加人数	5名
2	開催日	2018年10月5日（金）
	タイトル	1. 企業会計と税法との関係—公正処理基準の解釈を中心に— 2. 変革期における企業会計と税法との関係（2）
	講師（所属）	1. 東条 美和（東京経営短期大学） 2. 岩井 恒太郎（金沢学院大学）
	参加人数	10人
3	開催日	2018年12月2日（日）
	タイトル	1. 税回避と同族会社・組織再編成における行為・計算否認規定（1） 2. 新たな収益認識基準と法人税法
	講師（所属）	1. 岩井 恒太郎（金沢学院大学） 2. 高橋 絵梨花（本学大学院生）
	参加人数	5人
4	開催日	2018年12月26日（水）
	タイトル	1. 司法判断にみる公正処理基準 2. 税回避と同族会社・組織再編成における行為・計算否認規定（2）
	講師（所属）	1. 東条 美和（東京経営短期大学） 2. 岩井 恒太郎（金沢学院大学）
	参加人数	6人

2. 研究会概要

■第1回 研究会

開催日：2018年7月14日（水）12：30～14：00

会場：立教大学 池袋キャンパス 10号館205教室

報告：変革期における企業会計と税法との関係 (1)

報告者：岩井 恒太郎 (金沢学院大学)

概要：変革期 (1998 年以降) では、法人課税小委員会報告 (1996 年 11 月税制調査会・法人課税小委員会) において示された「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という方向性の下、課税ベースの拡大策として、法人税法上、各引当金の廃止や減価償却制度の見直しなどが行われた。本改正は、わが国産業の国際競争力が維持され、企業活力が発揮できるよう、産業間・企業間で中立的で経済活動に対する歪みを少なくするという観点からのものである。この結果、企業会計と税法との乖離が進み、かつての蜜月時代は終焉を迎えた。現行税制には企業会計と乖離している項目が多くみられるが、これは法人課税小委員会報告が示した方針を具現した結果である。

本報告では、1998 年度税制改正の意義や影響について、法人税法上の確定決算主義の観点から検討した。

■第 2 回 研究会

開催日：2018 年 10 月 5 日 (金) 19:00 ~ 21:00

会場：立教大学 池袋キャンパス 14 号館 D402 教室

第 1 報告：企業会計と税法との関係—公正処理基準の解釈を中心に—

報告者：東条 美和 (東京経営短期大学)

概要：ここ数年、法人税法 22 条 4 項における「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」(以下、「公正処理基準」という。)の研究が再燃している。かねて課税所得算定における重要論点としてその解釈をめぐる多くの議論が重ねられてきたが、昨今の IFRS 導入を端緒とする企業会計の変容によってふたたび光があてられたといえるだろう。そこには、公正処理基準の解釈次第で、変容した会計基準の影響が直接的に課税所得計算に及ぶこともあれば、会計処理によっては税務上否認され得るといった事情がある。

公正処理基準の解釈には、企業会計制度そのものと捉えるのか、あるいはそこに租税法的な要素も入り込む余地があるのか、といった学説上の対立がみられるが、司法の場では後者が支配的である。昨今、公正処理基準の解釈に税法の趣旨や目的を織り込む判示が注目を集めているが、こうした判決は大竹貿易事件 (最判平成 5 年 11 月 25 日民集 47 卷 9 号 5278 頁) 以降、顕著である。

本報告では、大竹判決の意義と、その後の判例に与えた影響について検討した。

第 2 報告：変革期における企業会計と税法との関係 (2)

報告者：岩井 恒太郎 (金沢学院大学)

概要：変革期 (1998 年以降) では、法人課税小委員会報告 (1996 年 11 月税制調査会・法人課税小委員会) において示された「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という方向性の下、課税ベースの拡大策として、法人税法上、各引当金の廃止や減価償却制度の見直しなどが行われた。

本報告では、前回報告（第2回研究会）に続き、1998年度税制改正の意義や影響について、法人税法上の確定決算主義の観点から検討した。特に、課税ベースを拡大する具体的な項目として、減価償却制度、各種引当金（貸倒引当金、返品調整引当金、賞与引当金、退職給与引当金、特別修繕引当金、製品保証等引当金）を取り上げ、1998年度改正の問題点について、従来の企業会計と税法の観点から指摘した。

■第3回 研究会

開催日：2018年12月2日（日）10：30～12：30

会場：立教大学 池袋キャンパス 12号館4階第2・3共同研究室

第1報告：税回避と同族会社・組織再編成における行為・計算否認規定（1）

報告者：岩井 恒太郎（金沢学院大学）

概要：法人税法第132条の2の「不当」の判断は、巷間「ヤフー・IDCF事件」と称される租税回避事件に対して初の最高裁判決が平成28年2月に下った。同条「不当」の解釈にあたり、下級審は、租税回避の定義から導かれる課税要件による否認アプローチに加え、税制度・税法規定の趣旨・目的に反することを理由とする否認アプローチが可能であるとしたが、これは、学界・実務界から、法的安全性・予測可能性などに問題があるとして多くの批判を浴びるものであった。一審、二審とも納税者敗訴の結果ではあるが、最高裁があえて上告受理したことから問題の所在が伺える。はたして、最高裁によって下級審解釈は大きく修正されるところとなり（納税者敗訴は変わらず）、そこでは、前者アプローチを基本としつつ、後者アプローチをその中に包摂する新たな判断アプローチが示された。

本報告では、企業会計と税法との関係を切り口に、ヤフー・IDCF事件について検討した。

第2報告：新たな収益認識基準と法人税法

報告者：高橋 絵梨花（本学大学院生）

概要：2018年度税制改正において、法人税法における収益認識の見直しが行われた。今般の改正の背景には、企業会計基準委員会（ASBJ）より企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下、「新基準」という）が公表されたことがある。長年にわたり、わが国には収益の認識及び測定に関する包括的な会計基準が存在しておらず、法人税法や通達の取扱いが会計実務に影響を与えていた。新基準の公表は大きなパラダイムシフトであり、法人税法がいち早く対応したことからもその重要性が窺える。

本報告では、今般の改正について法人税法第22条に焦点をあて、主に解釈論の観点から検討した。特に、企業会計上の実現主義と法人税法上の権利確定主義の関係や、新設された法人税法第22条の2の条文表現について取り上げた。

■第4回 研究会

開催日：2018年12月26日（水）13：30～15：30

会場：立教大学 池袋キャンパス 10号館108教室

第1報告：司法判断にみる公正処理基準

報告者：東条 美和（東京経営短期大学）

概要：昨今、公正処理基準の解釈に税法の趣旨や目的を織り込む判示が注目を集めているが、こうした判決は大竹貿易事件（最判平成5年11月25日民集47巻9号5278頁）以降、顕著である。法人税法22条4項の立法趣旨にもあるように、公正処理基準とは、種々の事例についての判断（裁判所の判例を含む。）の積み重ねによって明確にされていくものであるから、その意味内容を明らかにするには個々の裁判例の精緻な分析が必要である。

本報告では、このような従来のアプローチとは対照的に、裁判例の通時的かつ俯瞰的な分析を試みた。公正処理基準に係る訴訟数の推移、時代による変化に加え、大竹貿易事件の判示が及ぼした影響を調査する。さらに、平成30年度税制改正では、制定から半世紀を経て初めて法人税法22条4項に手が加えられた。「各事業年度の所得の金額の計算の通則」にかかる改正は、今後の課税所得計算に大きな影響を与えることは必至である。本報告では、裁判例という公正処理基準を構成する重要な要素を詳らかにすることで、半世紀にわたる解釈論を総括し、今後の公正処理基準に係る議論の基礎を提供した。

第2報告：税回避と同族会社・組織再編成における行為・計算否認規定（2）

概要：組織再編税制（平成13年制定）と連結納税制度（平成14年制定）は、新しい制度ではないが、ともに企業活動の促進を図るため導入された制度である。一方、租税回避を防止する規定が、それぞれ、法人税法（以下「法」という。）第132条の2、同条の3として、同族会社の行為否認と同じ条文番号の枝番に置かれ、これにより、企業再編成（法132条の2）、連結納税（法132条の3）においては、非同族会社であっても同族会社と同様の行為計算否認規定が適用されることとなる。法132条1項の適用を受ける同族会社はわが国全法人（凡そ265万社）の約95%を占めており、これに企業再編・連結納税の対象となる非同族会社も加わることから、「やや一般的な否認規定」とされる「法132条」関連は、ほぼ一般的な否認規定とも言え、その解釈の重要性は大きいものとなっている。

本報告では、前回報告（第3回研究会）に続き、法132条の2の「不当性要件」を巡り、最高裁の司法判断が下った判決の内容とその射程について検討した。

担当：坂本雅士（本学経済学部教授）